

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定施設の設置許可申請

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

【公告】

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 公共測量の終了

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

の完了

○

〃

環境管理課

長寿社会課

経営支援課

〃

監理課

建築指導課

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 クラレケミカル株式会社

住 所 岡山県備前市鶴海4342番地

氏 名 代表取締役社長 山本 恭寛

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 クラレケミカル株式会社

所在地 岡山県備前市鶴海4342番地

平成26年8月5日 岡山県公報 第11607号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新	設
種	類	27-ヌ 廃ガス洗浄施設No. 56	
能	力	4,200Nm ³ /h	
工事着手予定年月日		許可後直ちに	
工事完成予定年月日		工事着手後直ちに	
使用開始予定年月日		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の通常の値及び最大の値並びに最大値	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0	1
	p H	5>	5>
	C O D (mg/ℓ)	10	20
	S S (mg/ℓ)	10	20
	油 分 (mg/ℓ)	0.5>	1
	T-N (mg/ℓ)	2	4
	T-P (mg/ℓ)	0.2	0.6

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年8月5日 岡山県公報 第11607号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成26年8月5日から同月26日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

◎岡山県告示第四百十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年八月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

向陽薬局

2 所在地

岡山県津山市二宮五七―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社向陽商事

2 所在地

岡山県津山市二宮五七―二

三 廃止年月日

平成二十六年七月十三日

四 介護保険事業所番号

三三四〇三一―一九四

五 サービスの種類

居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

〔三六九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームプラザナフコ備前店
所在地 備前市穂浪二五四二番三
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社ナフコ
住所 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目六一〇
代表者の氏名 代表取締役 深町 勝義
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社ナフコ
住所 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目六一〇
代表者の氏名 代表取締役 深町 勝義
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年三月二十三日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三千六百三十九平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 百三十七台
 - (2) 駐輪場の収容台数 十台
 - (3) 荷さばき施設の面積 五十平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 十九・二七立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前七時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後八時まで

二 届出年月日

平成二十六年七月二十三日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年八月五日から同年十二月五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び備前市まちづくり部産業振興課

平成26年8月5日 岡山県公報 第11607号

〔三七〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ユーホー井原店

所在地 井原市笹賀町字式反田四二七番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ユーホー

住所 広島県福山市多治米町六丁目三番五号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 哲士

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置

（変更前）北西側

（変更後）北側

(2) 駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）三箇所

（変更後）四箇所

4 変更年月日

平成二十六年九月一日

二 届出年月日

平成二十六年七月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年八月五日から同年十二月五日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び井原市建設経済部商工観光課

平成26年8月5日 岡山県公報 第11607号

〔三七一〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、総社市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

総社市全域	測量区域
公共測量（写真地区）	測量の種類
平成二十六年七月二十三日	終了年月日

平成26年8月5日 岡山県公報 第11607号

〔三七二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字ハシカミタワ一五九一、一五九一四

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市泉一五一四四

有限会社JUNO

代表取締役 石本 純子

三 許可番号

岡山県指令建指第七三号

〔三七三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字金子東谷一三〇七一、一三〇七二三、一三〇八一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市溝口四四一メモメント・モリ一〇二

景山 尊洋

三 許可番号

岡山県指令建指第八三号